

〔本試行に係る留意事項〕

- 1 都内の医療機関への受入調整を依頼した場合は、都周産期搬送コーディネーターが都内の受入が可能と思われる病院に対して順次調整を行っていきます。二重調整などの混乱を避けるためにも、都へ受入調整を依頼した後は、依頼元である神奈川県内の分娩施設は、独自に都内の医療機関へ受入調整は行わないようにお願いします。
- 2 都内の医療機関へ受入調整を依頼する場合は、県内で使用している「周産期救急受入医療機関紹介業務調査票（産科）」により患者情報を提供しています。
都周産期搬送コーディネーターが、より詳細な情報を必要とする場合には、各ブロック基幹病院、または依頼元である県内の分娩施設に直接連絡が入る場合があります。
- 3 県から都へ受入調整依頼をした場合の調整中の状況報告については、60分を経過した時点で行われます。
(これまでの取扱事例では、概ね50分で都内での受入先が決まっています。)
- 4 患者さんに本システムを御理解いただくため、都内の受入先医療機関が決まった場合は、本システムの趣旨、しくみを案内する別紙ちらしを患者さんに渡すなどご活用いただき、本システムの周知に御協力いただくよう、お願いします。

<参考>

各ブロック基幹病院（平成26年1月1日現在）

地区	該当市町村	基幹病院名
横浜	横浜市、藤沢市、鎌倉市	県立こども医療センター
		横浜市大附属市民総合医療センター
		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
川崎	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院
三浦半島	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	横須賀共済病院
湘南	茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市、厚木市、愛川町、清川村	東海大学医学部付属病院
西湘	小田原市、南足柄市、山北町、松田町、中井町、大井町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町	小田原市立病院
県央北相	相模原市、大和市、座間市、綾瀬市、海老名市、寒川町	北里大学病院

周産期救急医療システム運用にかかる情報提供

神奈川県ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366/>

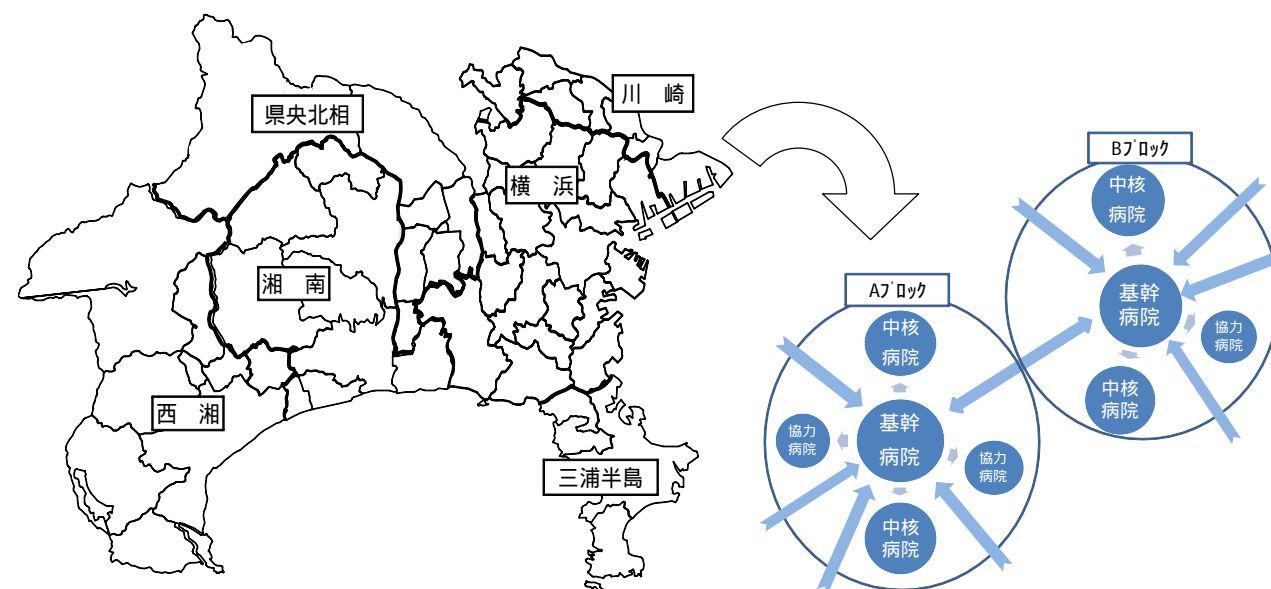
問い合わせ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
 神奈川県保健福祉局保健医療部医療課
 地域医療・医師確保対策グループ 周産期救急担当
 045-210-1111 内線4877

東京都との周産期搬送に係る連携体制（試行）について

県では、分娩時の予測できない急変等に対処し、ハイリスクの妊婦から新生児までの母児の生命を守るため、高度な医療水準により一貫した対応を365日、24時間体制で確保する神奈川県周産期救急医療システムを運用しています。

このシステムでは、県内を6つのブロックに分け、それぞれ「基幹病院」「中核病院」「協力病院」として機能別に位置付けた受入病院を中心に、医師の判断に基づく医療機関同士の施設間搬送を実施しています。



この中で、県内において受入病院が見つからず、やむを得ず県域を越えた搬送が必要な場合には、東京都との周産期搬送に係る連携体制（試行）に基づき、妊産婦の受入先を相互に調整しています。

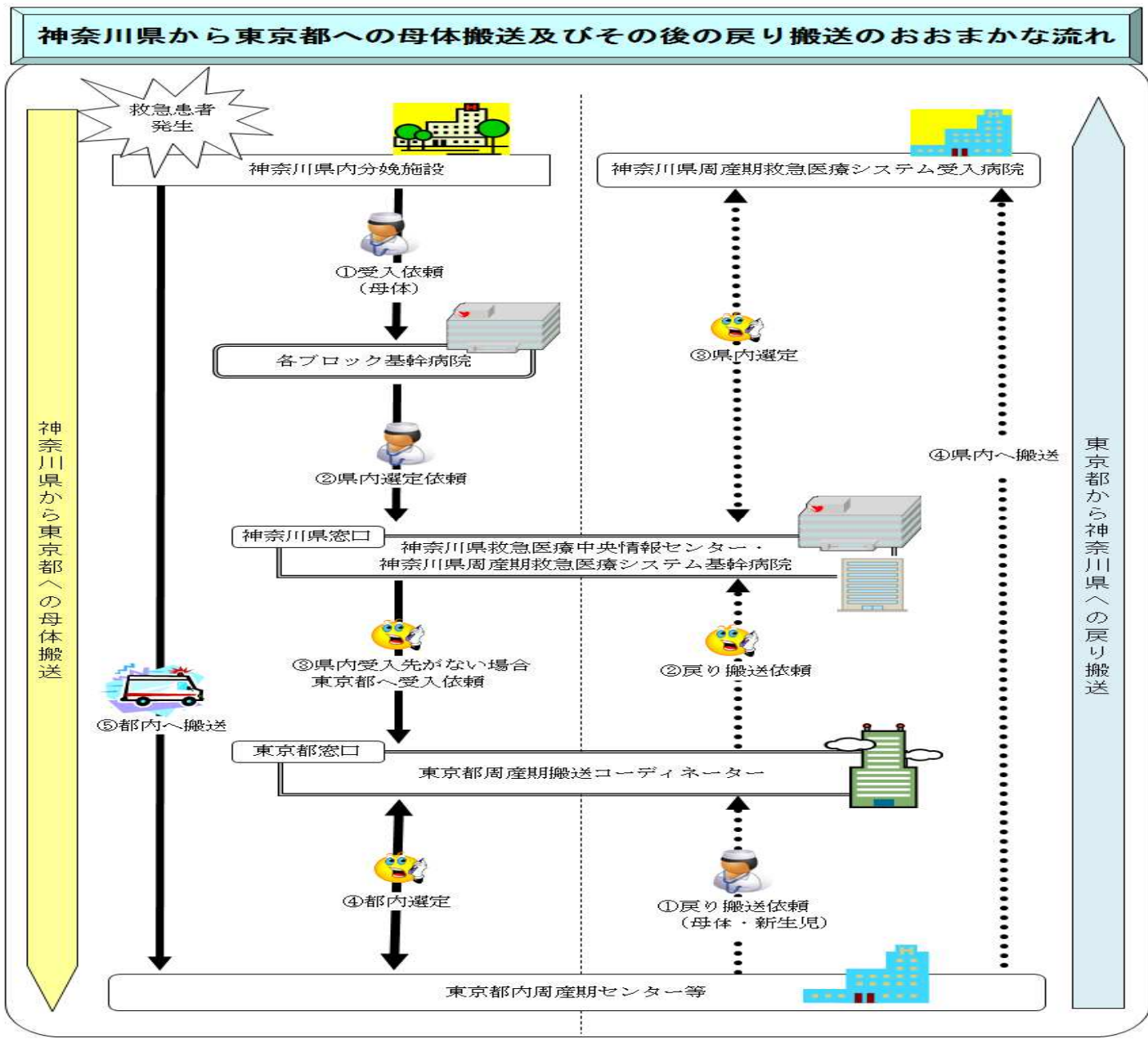
<試行の内容>

- 1 神奈川県内及び東京都内の産科施設等において搬送が必要となった妊産婦で、自都県内において受入医療機関が見つからない場合に、県域を越えた搬送受入について調整を行います。
- 2 本試行により搬送された妊産婦及び搬送された医療機関で出生した新生児について、急性期を過ぎ、居住地のある県内（もしくは都内）医療機関への転院が可能と医師が判断した場合には、転院先（戻り搬送）の調整を行います。

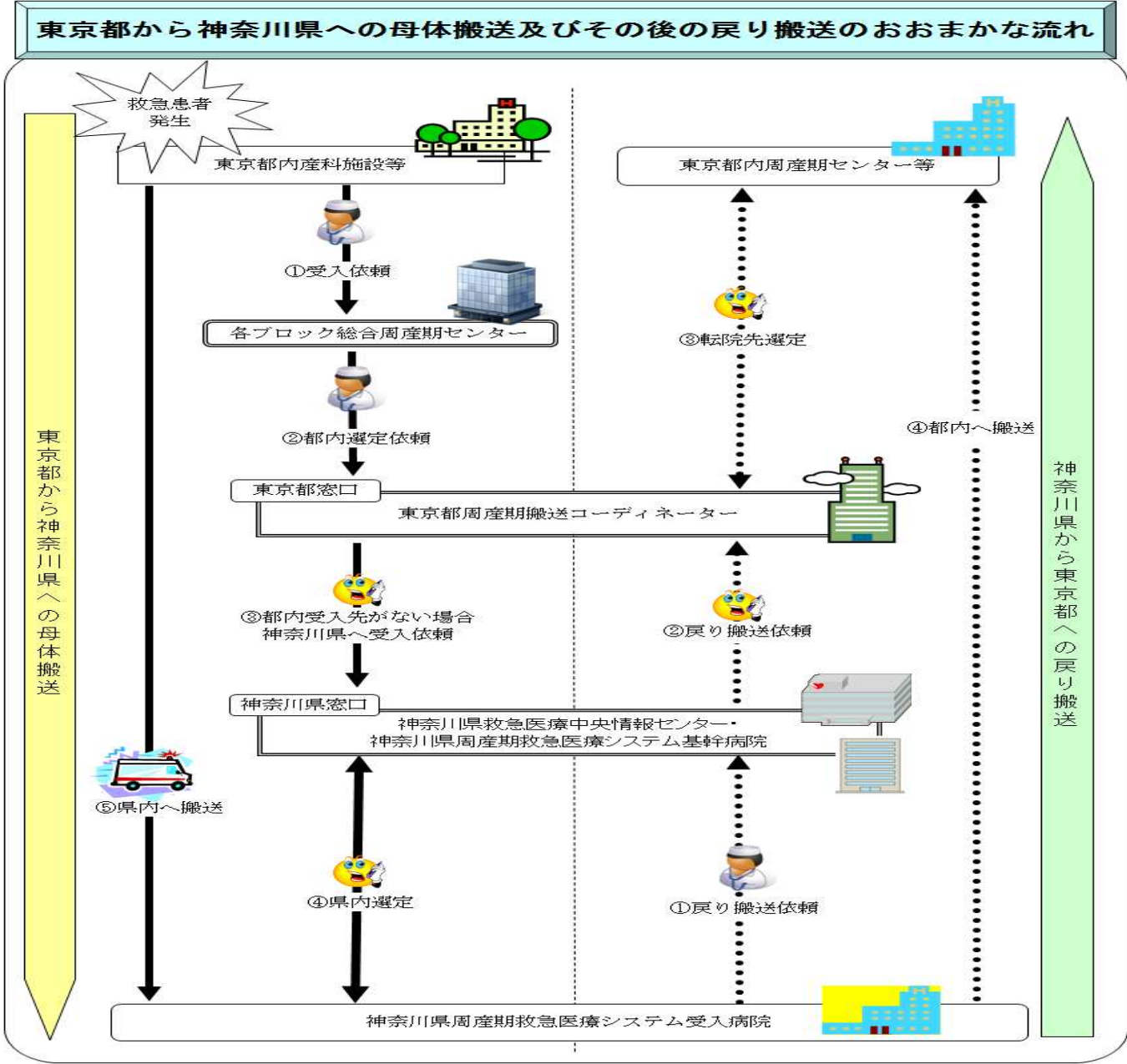
【調整窓口】

神奈川県 神奈川県周産期救急医療システム基幹病院
 神奈川県救急医療中央情報センター
 東京都 東京都周産期搬送コーディネーター

東京都との周産期搬送に係る連携体制(試行)の概略図 (詳細は、県ホームページ掲載の県周産期救急医療システム運用マニュアルをご参照ください。)



神奈川県救急医療中央情報センターは、母体搬送および母体戻り搬送について関与



神奈川県救急医療中央情報センターは、母体搬送および母体戻り搬送について関与

【県から都への母体搬送】
 母体搬送を依頼する県分娩施設は、電話等により各ブロック基幹病院に搬送調整依頼を行う。各ブロック基幹病院は、院内での収容ができない場合に、緊急性が高い場合には他基幹病院での受入依頼を行い、緊急性が低い場合には県中央情報センターへ県内医療機関の選定を依頼する。県中央情報センターは、県内に受入先が見つからない場合に、依頼元ブロック基幹病院に東京都内の受入先の選定を依頼するか確認のうえ、都コーディネーターへ受入依頼を行う。都コーディネーターは、必要に応じて、依頼元ブロック基幹病院及び依頼元県分娩施設に患者の状況を確認し、都内の受入調整を行う。受入先が決定した場合には、結果を依頼元の県分娩施設と県中央情報センターに報告し、依頼元の県分娩施設には、都の受入病院に患者の状況や搬送の調整について連絡するよう伝える。県中央情報センターは、依頼元ブロック基幹病院に結果を報告する。(搬送調整が不調の場合は、県中央情報センターへ戻ってくる。センターは依頼元ブロック基幹病院にその結果を報告する。) 依頼元の県分娩施設は、受入先の都の周産期センター等と連絡調整を行い、患者を搬送する。

【都から県への戻り搬送】
 都周産期センター等から都コーディネーターへ戻り搬送依頼。都コーディネーターは、この依頼が本試行の対象であることを確認のうえ、患者の住所地に近い基幹病院に受入依頼を行う。母体搬送：依頼を受けた基幹病院は、依頼元の都周産期センター等に患者の状況を確認し、自院で受け入れる場合は、都コーディネーターに受入を報告する。他の県システム受入病院に受入を打診する場合は、県中央情報センターに受入先の選定を依頼する。県中央情報センターは、他の県システム受入病院に受入を打診し、受入病院が決まった場合は、その結果を都コーディネーターと依頼元基幹病院に報告する。都コーディネーターは、依頼元の都周産期センター等に結果を報告し、県の受入病院へ搬送の調整について連絡するよう伝える。新生児搬送：依頼を受けた基幹病院は、依頼元の都周産期センターに患者の状況を確認し、自院での受け入れまたは他の県システム受入病院に受入を打診する。受入病院が決まった場合は、その結果を都コーディネーターに報告する。都コーディネーターは、依頼元の都周産期センター等に結果を報告し、県の受入病院へ搬送の調整について連絡するよう伝える。依頼元の都周産期センター等は、受入先の県システム受入病院と連絡調整を行い、患者を搬送する。

【都から県への母体搬送】
 都内産科施設等から各ブロック総合周産期センターへ受入依頼。各ブロック総合周産期センターから都コーディネーターへ選定依頼。都内で受入できない場合、都コーディネーターから県の窓口基幹病院(県立こども医療センター)に受入依頼がある。窓口基幹病院は、受け入れについての判断を行い、県中央情報センターへの照会とした場合には、県中央情報センターに受入病院の選定を依頼する。県中央情報センターは、他の県システム受入病院に受入を打診し、受入先が決定した場合には、その結果を依頼元の都産科施設等、都コーディネーター、県窓口基幹病院に報告し、依頼元の都産科施設等には、県の受入病院に患者の状況や搬送の調整について連絡するよう伝える。(搬送調整が不調の場合は、都コーディネーターに戻し、その結果を窓口基幹病院に報告する。) 依頼元の都産科施設等は、受入先の県のシステム受入病院と連絡調整を行い、患者を搬送する。

【県から都への戻り搬送】
 戻り搬送を依頼する県システム受入病院は、電話等により各ブロック基幹病院に都への戻り搬送の依頼を行う。母体搬送：各ブロック基幹病院は、県中央情報センターへ戻り搬送の依頼を行う。県中央情報センターは、この依頼が本試行の対象であることを確認し、都コーディネーターへ戻り搬送の都内選定を依頼する。新生児搬送：連絡を受けた各ブロック基幹病院は、この依頼が本試行の対象であることを確認した上で、都コーディネーターに戻り搬送の都内選定を依頼する。都内での戻り搬送の選定 受入病院が決まった場合、母体搬送では、都コーディネーターから県中央情報センターへ、新生児搬送では、都コーディネーターから基幹病院へ選定結果が報告される。母体搬送では、報告を受けた県中央情報センターは依頼元ブロック基幹病院に調整結果を報告するとともに、依頼元の県システム受入病院に結果を報告し、受入先の都周産期センターに搬送の調整について連絡するよう伝える。新生児搬送では、報告を受けたブロック基幹病院は、依頼元の県システム受入病院に結果を報告し、受入先の都周産期センターに搬送の調整について連絡するよう伝える。依頼元の県システム受入病院は、受入先の都周産期センターと連絡調整を行い、患者を搬送する。